

令和8年度公用封筒無償提供者（広告代理店）募集実施要領

1 概 要

この事業は、市役所が使用する公用封筒の裏面に民間企業等の広告を掲載することにより、地域経済の振興、行政コストの削減等を目的として行うものです。

今回は、広告が掲載された公用封筒を無償で提供していただく広告代理店を募集します。

2 広告媒体（広告掲載物）

市役所で使用する公用封筒（角形2号封筒・長形3号封筒）の裏面とします。

3 公用封筒の年間使用見込み及び発送先

年間使用見込み数：＜角形2号＞66,000枚、＜長形3号＞135,000枚

発送先：市民（住民・民間企業）、国、県、市町村等

4 公用封筒の仕様

（1）【角形2号】

規 格	角形2号 332mm×240mm
色 数	表面及び裏面 1色刷
文字色	紺色
紙 色	ピンク（令和9年）・グレー（令和10年）・薄青（令和11年）
紙質等	90k以上・R100
ロゴマーク等	封筒表面には、図1に示すデザインを掲載します。
広告掲載スペース、枠数等 単位（mm）	245×205内に4～8枠 「広告」である旨を表示・図2の下段の内容を表示

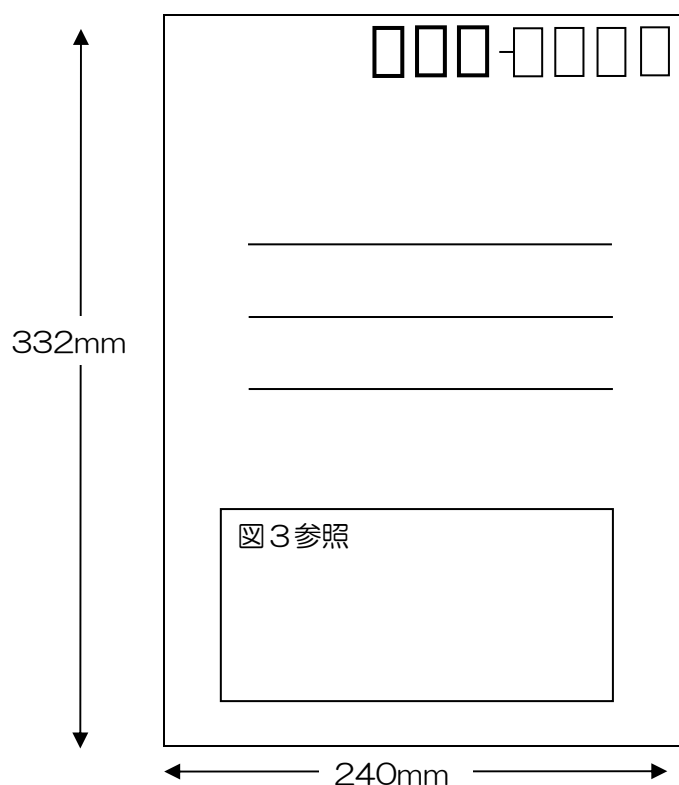


図1（角形2号表面）

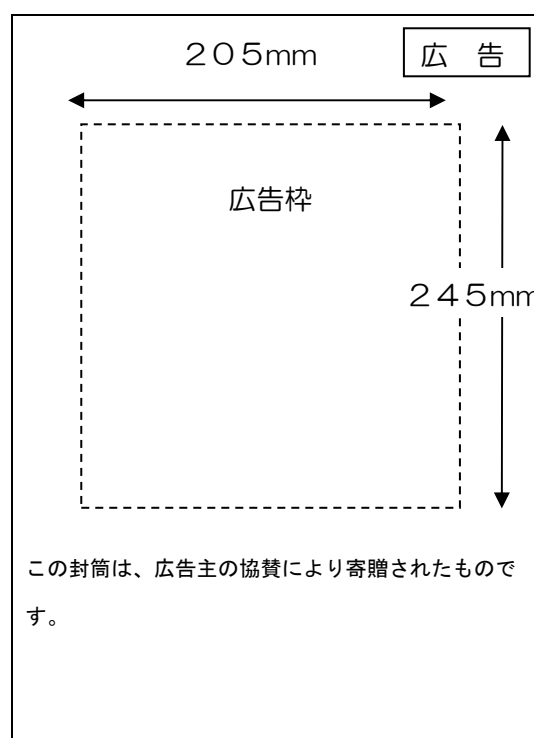


図2（角形2号裏面）

☐ 本 庁	〒866-8601	熊本県八代市松江城町1-25
☐ 坂 本 支 所	〒869-6105	八代市坂本町坂本 4228-12 4/6/1-1
☐ 千 丁 支 所	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1
☐ 鏡 支 所	〒869-4292	八代市鏡町内田453-1
☐ 東 陽 支 所	〒869-4301	八代市東陽町南1105-1
☐ 泉 支 所	〒869-4401	八代市泉町柿迫3188-2
☐ 教育委員会	〒866-8601	熊本県八代市松江城町1-25

課名 _____

TEL _____ (直通)

U R L <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

E-mail info@city.yatsushiro.lg.jp

図 3

(2) 【長形3号】

規 格	長形3号 120mm×235mm
色 数	表面及び裏面 1色刷
文字色	紺色
紙 色	ピンク（令和9年）・グレー（令和10年）・薄青（令和11年）
紙質等	90k以上・R100
ロゴマーク等	封筒表面には、図4に示すデザインを掲載します。
広告掲載スペース、 枠数等 単位（mm）	105×165内に1～4枠 「広告」である旨を表示 図5の下段の内容を表示

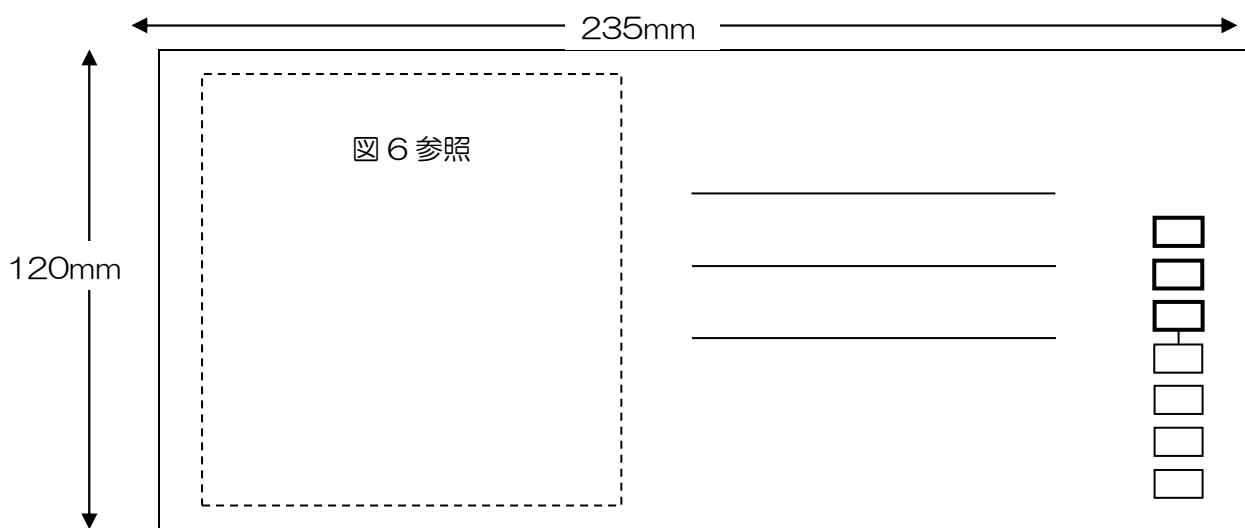


図4（長形3号表面）

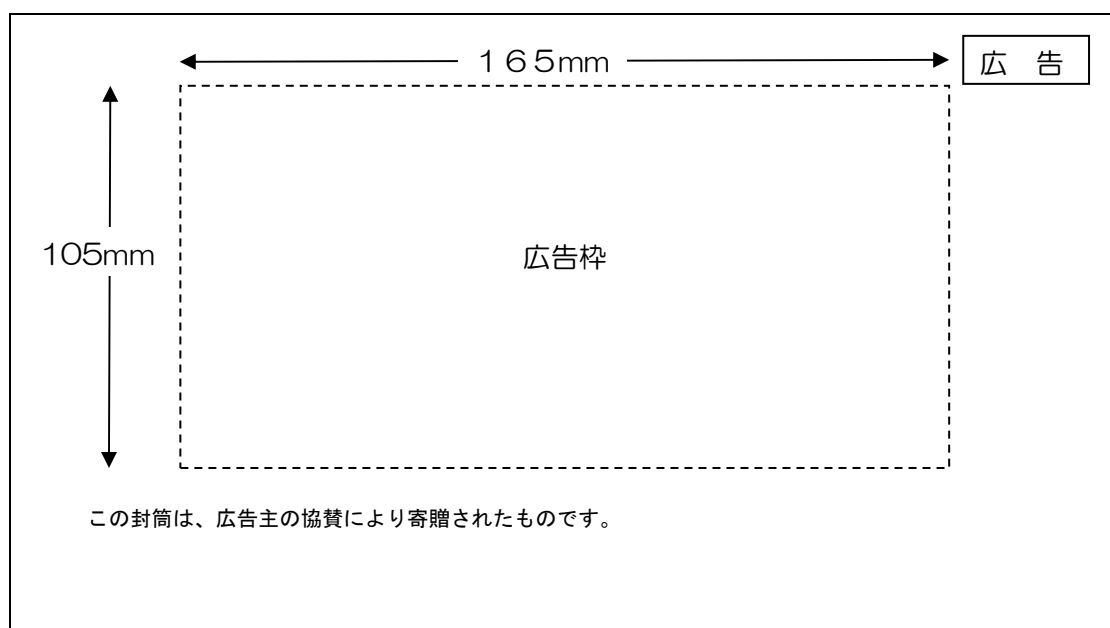


図5（長形3号裏面）



八代市

YATSUSHIRO

法人番号9000020432024

☐ **本 庁** 〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

☐ **坂 本 支 所** 〒869-6105 八代市坂本町坂本~~4228-12~~ 4/6/1

☐ **千 丁 支 所** 〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1

☐ **鏡 支 所** 〒869-4292 八代市鏡町内田453-1

☐ **東 陽 支 所** 〒869-4301 八代市東陽町南1105-1

☐ **泉 支 所** 〒869-4401 八代市泉町柿迫3188-2

☐ **教育委員会** 〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

U R L <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

E-mail info@city.yatsushiro.lg.jp

課名 _____

TEL _____ (直通)

図6

5 公用封筒の納入期限、使用期間及び必要部数

- (1) 納入期限（1回目） 令和8年12月28日（月）
- (2) 使用期間 令和9年1月1日から令和11年12月31日まで（3年間）
- (3) 年間必要部数 角形2号66,000枚・長形3号135,000枚

6 応募方法等

(1) 公用封筒無償提供者の要件及び広告掲載基準

提供者の要件は、次の事項を満たし、この要領による無償提供を履行できる広告代理店とします。

ア この要領を含む八代市の広告関連規程を遵守すること。

イ 広告主及び広告内容については、八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準を満たすこと。

(2) 応募期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月28日（金）まで

（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 公用封筒無償提供者の応募方法

公用封筒の無償提供を希望する広告代理店は、(2)の応募期間内に公用封筒無償提供申込書＜様式1＞により持参又は郵送で「9 問合せ・申し込み先」に申し込んでください。

(4) 公用封筒無償提供者の決定

市は、申込書を受理した後、無償提供者を決定します。この場合において、応募者が複数あるときには、申込書類等を審査して決定するものとしますが、優先順位は次に掲げる順序とします。

優先順位 1	市内に事業所を有し、過去5年間における印刷物を広告媒体とした事業実績がある者
優先順位 2	市内に事業所を有する者
優先順位 3	過去5年間における印刷物を広告媒体とした事業実績がある者
※ 上記による順位が同じものが複数ある場合は抽選により順位を決定します。	

(5) 応募結果の通知について

市は、協定を締結する無償提供者の決定後、全ての応募者に対し、結果＜様式2・3＞を通知します。

(6) 協定を締結する無償提供者の決定後の手続

ア 公用封筒の無償提供に関する協定書＜様式4＞を締結します。

イ 無償提供者は公用封筒に広告を掲載する広告主を募集します。

ウ 無償提供者において広告主及び広告内容が内定したときは、広告主・広告内容承認（変更承認）申請書＜様式5＞、広告掲載申込書＜様式6＞を市に速やかに提出することとします。市は、広告関連規程に基づき審査し、広告主及び広告内容審査結果＜様式7＞を通知することとします。

エ 公用封筒を作製し、市に納入していただきます。

(7) 決定後の物品の納入方法

角形2号、長形3号ともに、年3回程度に分けて納品をお願いします。

7 協定を締結する無償提供者の遵守事項

無償提供者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 市の承認を受けた封筒以外の封筒を市役所に納入しないこと。
- (2) 広告主に変更が生じるときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (3) 公用封筒について、広告内容、デザイン、仕様の変更又は修正をしようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (4) 公用封筒について、市から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- (5) 広告内容について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応すること。
- (6) 公用封筒の使用期間内については在庫確認の上、追加補充していくこと。
- (7) 無償提供した公用封筒又は広告主に、この要領を含む八代市の広告関連規程に係る問題が生じた場合は、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供すること。
- (8) 配布期間を超えた際に、残る封筒については提供者側が全て回収すること。なお、配布期間終了後、残量が生じた場合は、引き続き使い切るまで配布することがあります。

8 その他

- (1) 市は、協定を締結する無償提供者による広告主の募集について、広報やつしろ8月号及び市のホームページを用いて周知します。
- (2) 公用封筒に掲載した広告が、封筒の使用、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、広告内容についての改善を求め、又は市において当該公用封筒の使用を中止する場合があります。この場合において、改善に伴い生じる費用については、無償提供者の負担となります。

9 問合せ・申し込み先

担当 八代市 会計課

電話 0965-33-8100 (直通)

Email kaikei@city.yatsushiro.lg.jp

住所 〒866-8601 八代市松江城町1-25

(様式 1)

令和 年 月 日

公用封筒無償提供申込書

(あて先) 八 代 市 長

八代市が募集する公用封筒の無償提供について、募集要領を承諾のうえ以下のとおり申し込みます。

提 供 者	所 在 地		
	ふ り が な 事業所名称		
	ふ り が な 代表者職・氏名		
	代表者の住所 (住民登録地)		
	ふ り が な 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		E メール	
業 種			
掲載を希望する 物品等の名称		公用封筒 (角形 2 号・長形 3 号)	
掲載を希望する面		公用封筒の裏面	
広告の内容		後日、承認申請を提出します。	
その他		・ 八代市の広告関連規程を遵守します。 ・ 八代市が広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・ 暴力団構成員、暴力団との関係はありません。	
備 考		添付資料 1 過去 5 年間ににおける印刷物を広告媒体とした事業実績 2 法人の場合、登記簿謄本及び印鑑証明書の写し (個人の場合、住民票の写し及び印鑑証明書) 3 会社事業概要書	

・「所在地」及び「事業所名称」には、法人にあっては、法人登記のとおりご記入ください。

(様式4)

公用封筒の無償提供に関する協定書

八代市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
公用封筒の無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、地域経済の振興、行政コストの削減等を目的として、封筒に広告を掲載しようとする者を募り、乙は公用封筒無償提供者募集実施要領を遵守した公用封筒（以下「封筒」という。）を作製し、甲に無償提供するものとする。
- 2 前項に定める目的を達成するため、甲は封筒を使用するものとする。
- 3 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

（協定期間等）

- 第2条 協定期間は、協定締結の日から令和11年12月31日までとし、封筒の使用期間は、令和9年1月1日から協定の終了日までとする。

（設置場所）

- 第3条 甲は、封筒を本庁、各支所、出張所及び所有施設に設置して使用するものとする。
- 2 乙は、責任を持って甲が指定する期日までに甲の指定する場所に封筒を持参し、又は郵送するものとする。

（広告内容）

- 第4条 乙は、封筒の作製に当たり広告主又は広告内容については、八代市広告掲載要領、八代市広告掲載基準及び関連規程を遵守するものとする。

（封筒の作製及び使用等）

- 第5条 乙は、広告主及び広告内容について事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に作製しなければならない。
- 2 乙は、広告内容について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 3 乙は、封筒に記載された期間内については在庫確認の上追加補充するものとする。
- 4 乙は、無償提供した封筒又は広告主に問題が生じた場合は、速やかに当該封筒の全量を回収し、代替する封筒を提供するものとする。
- 5 封筒に記載された期間内に封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、変更事項を通知し、甲乙協議の上対応するものとする。

（使用の中止）

- 第6条 甲は、公用封筒に掲載した広告が、封筒の使用期間中、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じたと判断した場合には、広告内容についての改善を求め、改

善の措置が執られない場合は、乙に事前通知することなく全部又は一部の使用を中止することができる。この場合において、改善等に伴い生じる費用については、無償提供者の負担とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(補 則)

第8条 この協定に関して疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 熊本県八代市松江城町1番25号
八代市
八代市長 小野泰輔 印

乙 住 所
事業者名
代表者職氏名 印

(様式5)

広告主・広告内容承認（変更承認）申請書

令和 年 月 日

（あて先） 八 代 市 長

住 所
事 業 所 名
代 表 者 名
電 話 番 号
担 当 者 名

印

公用封筒に広告を掲載する広告主及び広告内容について承認（変更承認）を受けたいので、広告掲載申込書のとおり申請します。

(様式6)

広告掲載申込書

(あて先) 八代市長

八代市が提供する広告媒体への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地		
	ふりがな 事業所名称		
	連絡先		
	代表者	職・氏名	
		住所 (住民登録地)	
	業種及び主な事業内容	業種	
事業内容			
広告内容 (変更内容)	別紙のとおり(別添資料添付すること) ※過去に同媒体への広告掲載がある場合 ☐ 年 月掲載広告と同内容 ☐ 年 月掲載広告から軽微な変更 ☐ 年 月掲載広告から内容変更		
注意事項	・ 八代市の広告関連規程を遵守します。 ・ 八代市が広告掲載希望者の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・ 暴力団構成員、暴力団の関係者ではありません。		

※広告内容欄が不足する場合は、掲載しようとする広告内容を記載した原稿をA4版で添付してください。

※広告掲載申込書は、事業所ごとに提出してください。

※「所在地」及び「事業所名称」には、法人にあっては、法人登記のとおりご記入ください。

※広告に掲載する名称と「所在地」「事業所名称」が異なる場合や広告1枠に複数の事業所を掲載する場合は、裏面に掲載する所在地、事業所名称をご記入ください。

※本市に納税義務がない場合は、主たる事業所の所在地市区町村の納税証明書を添付してください。

※代表者の住所が八代市外の場合は、都道府県名及び市区町村名までの記入で構いません。

(様式6-2)

広 告 掲 載 申 込 書 (裏面)

広告に掲載する所在地及び事業所名称をご記入ください。
ただし、事業所の代表者が異なる場合は、広告掲載申込書をそれぞれに作成し提出してください。

所在地	〒
ふりがな 事業所名称	

所在地	〒
ふりがな 事業所名称	

所在地	〒
ふりがな 事業所名称	

所在地	〒
ふりがな 事業所名称	

所在地	〒
ふりがな 事業所名称	

公用封筒無償提供者募集の流れ

